

指定障害福祉サービス事業所
指定障害者支援施設 各位

障害者就労施設等の皆さまへのお願い

1 障害者就労施設等への優先発注

横浜市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」に基づき、「障害者就労施設等からの優先調達方針（以下「調達方針」という。）」を定め、障害者就労施設等へ優先的に物品及び役務の発注を行っています。

つきましては、この趣旨に御理解をいただき、適正な履行に努めていただきますようお願いいたします。

（障害者優先調達推進法の趣旨）

国及び地方公共団体等における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等について、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とします。

（対象となる障害者就労施設等）

就労継続支援事業所（A型・B型）、就労移行支援事業所、生活介護事業所、障害者支援施設、地域活動支援センターが該当します。

2 適正履行の確保

契約の履行にあたっては、横浜市の契約関係規定や契約約款、関連法令を遵守し、再委託又は下請け契約を含め、設計書・仕様書等に即した適正な履行に努めていただきますようお願いいたします。

なお、受注した契約の全部を一括して再委託又は下請け契約にて履行することはできません。

ただし、あらかじめ本市へ申し出があり、承諾を得た場合はこの限りではありません。再委託又は下請け契約にあたっては、適正な価格とし、見積書を提示する前に必ず本市へ申し出て承諾を得るようお願いいたします（再委託先の企業等の名称・所在地・連絡先等、再委託する業務内容、再委託の理由、再委託の金額、障害者が従事する業務内容等）。

※ 障害者就労施設等同士で、相互に連携・共同して、物品等の質の向上及び供給の円滑化に努める場合は、再委託又は下請け契約には該当しません。契約手続き等の窓口となる障害者就労施設等においては、契約関係書類に履行にあたる障害者就労施設等の名称の記載を引き続きお願いいたします。